

調整給付金



定額減税しきれない方への給付金

不足額給付分のご案内

●「調整給付金（不足額給付分）」とは

調整給付金とは、令和6年分所得税及び令和6年度個人市民税県民税（以下、住民税といいます。）において定額減税しきれない方へ、減税しきれない額を1万円単位に切り上げて支給するものです。

昨年実施した当初調整給付金算定時には、令和6年分所得税が確定していないため、令和6年度（令和5年分）住民税課税情報を使用した推計値に基づき、支給を行いました。

調整給付金（不足額給付分）（以下、不足額給付といいます。）においては、令和6年分所得税の実績及び最新の令和6年度住民税情報等から算定した「不足額給付所要額」（本来給付すべき所要額）と「当初調整給付所要額」を比較し、差額（給付不足）が生じた方に対し、不足分を支給します。



※ 所得税は本来、市で取り扱う税目ではないことから、「令和6年分所得税における控除不足額」については、原則、令和7年度（令和6年分）住民税課税情報をもとに、国が提供する「算定ツール」を使用して算出しています。

※ 令和6年分所得税または令和6年度住民税における合計所得金額のどちらかが1,805万円を超える場合は、その税目における控除不足額を「0」として算定します。

● 支給対象者

令和7年1月1日時点で長岡市にお住まいの方で、次の1または2のいずれかに該当する方であって、「不足額給付所要額」（本来給付すべき所要額）が、昨年実施した「当初調整給付所要額」を上回る方。

1. 所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数）が「令和6年分所得税額」を上回る方
2. 住民税の定額減税可能額（1万円×減税対象人数）が「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る方

※減税対象人数・・・納税義務者本人、配偶者を含む扶養親族（16歳未満を含む）の合計（国内居住者に限る）

ただし、納税義務者本人の令和6年分所得税及び令和6年度住民税における合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

※令和6年分所得税額及び令和6年度住民税所得割額がいずれも0円の場合、定額減税の対象ではなくなるため、不足額給付の対象外となります。

※必要な手続き等が完了する前に対象者が死亡した場合、給付金は支給されません。



振り込め詐欺 や 個人情報の詐取 にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



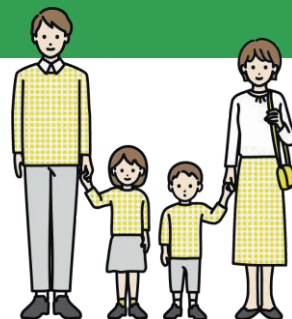
● 支給金額

「不足額給付所要額」－「当初調整給付所要額」＝ **不足額給付額**

【所要額】・・・（１）と（２）の合算額を１万円単位に切上げた額

- （１） 所得税分定額減税可能額－令和６年分所得税額（※）（マイナスの場合は０）
（２） 住民税所得割分定額減税可能額－令和６年度住民税所得割額（マイナスの場合は０）

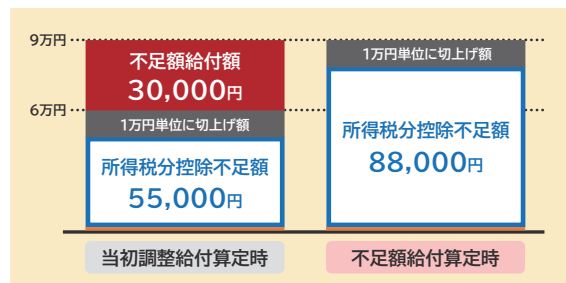
※当初調整給付所要額においては「令和６年分推計所得税額」



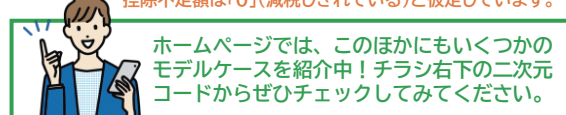
<例> ４人家族のうち１人が納税者で、令和５年に比べて６年中の収入が大きく減った場合

当初		減税可能額		税額		控除不足額
	所得税分	120,000円	－	65,000円	=	① 55,000円
不足額	住民税分	40,000円	－	98,000円	=	② 0円
	所要額	①＋② → 1万円単位に切上げ				⇒ 60,000円

不足額		減税可能額		税額		控除不足額
	所得税分	120,000円	－	32,000円	=	① 88,000円
不足額	住民税分	40,000円	－	98,000円	=	② 0円
	所要額	①＋② → 1万円単位に切上げ				⇒ 90,000円



※住民税分については、当初調整給付算定時から変更はなく、控除不足額は「0」（減税されている）と仮定しています。



9万円
不足額給付所要額

－

6万円
当初調整給付所要額

=

3万円
不足額給付額

● 手続き方法

同封されている「調整給付金（不足額給付分）支給要件確認書」に必要事項を記入し、必要書類と併せて返送してください。

提出期限：令和7年10月31日（金） 当日消印有効

- ※原則、書類の不備等があり返送した場合についても、期限内に再提出が必要です。
- ※オンライン申請の場合は、期限までに送信を完了してください。

支給時期：市が確認書を受理してから概ね4週間後

注意事項：不備があると給付金を受け取れませんので、「記入例」等をよくご確認ください、記入内容や添付書類に不備がないようにお願いします。

オススメ：記入後の「調整給付金支給要件確認書」を、コピーまたはスマホ等で撮影しておくことをオススメします。
※支給金額や指定した振込口座を手続き後に確認したい場合に役立ちます。

調整給付金支給要件確認書

スマートフォンやPCから、オンラインで手続きできます！

調整給付金支給要件確認書に記載されている二次元コードを読み込み、スマートフォンやPCから手続きできます。口座確認書類等の必要書類は、カメラで撮影し、添付できます。



オンラインで手続きをする場合は、お送りした「支給要件確認書」等（書類）の提出は不要です。
※オンライン申請に係る通信料は申請者様の負担となります。



● お問い合わせ先

長岡市給付金専用コールセンター

【受付時間】8:30～17:15（平日のみ）

☎ **0258-39-2347**



調整給付金は、課税状況により支給金額が様々です。特に、所得税分については、国が提供する「算定ツール」を使用して算定しているため、詳細な計算過程等、個別の具体的なお問い合わせにはお答えできません。あらかじめご了承ください。

不足額給付金について
（長岡市HP）

英語（えいご）・中国語（ちゅうごくご）・やさしい日本語（にほんご）のチラシを見（み）たい人（ひと）は、上（うえ）の二次元（にじげん）コードから長岡市（ながおかし）のホームページを見（み）てください。

For multilingual information (in Chinese, English, and easy Japanese), you can check the Nagaoka City website on the right.
如果您想查看外语资料，请扫描此二维码访问长冈市官方网站。